

共同親権 導入案を提示

離婚後「父母双方または一方に」

養育費の担保策も議論

法制審部会

法務省は29日、法相の諮問機関である法制審議会の部会で、離婚後に父母双方に子どもの親権を認める「共同親権」を導入する案を示した。離婚後の親権に関して「父母の双方または一方を親権者と定める」とした。父母どちらかの単独親権に限る現行制度を見直す議論に入る。

法務省が民法改正要綱

多いため、裁判所などが

の1つだった。

案のたたき台を部会に提

示した。2月までに集め

たパブリックコメント

(意見公募)を踏まえた。

現行の民法は離婚後は

父母どちらかしか親権を

持てない決まりだ。日本

は慣例として協議離婚が

多かった際の取り扱いが論点

の1つだった。

法務省の案によると、

関与する仕組みが整って

いない。離婚後も父母で

子育てするための環境を

整備する。

法制審のこれまでの議

論では、父母が離婚時に

共同親権で一致できなか

った際の取り扱いが論点

の1つだった。

法務省の案によると、

共同親権に関する議論

が活発に行われてきた。

親権を保持する者のうち

一方を日常の世話などをす

る「監護者」と決めるこ

とができる。監護者の判

断は、他の親権者よりも

優先される。教育などに

は監護者ではない親権者

も関与することができる。

離婚後の養育費を巡っ

ては、養育する親がもつ

一方の親に請求しやすく

する仕組みを整える。

優先的に養育費を請求

する「先取特権」を付与

することで、一般的に認

められる額を差し押さえ

る権利を持たせる。現在

は差し押さえを申し立て

るには裁判所の調停や公

正証書が必要になる。

今の制度では父母間の

取り決めや裁判所の調停

がないと金銭を請求する

ことができない。父母が

養育費に関する協議なし

に離婚した場合、最低限

の経済的支援を請求でき

る「法定養育費制度」を

検討対象に加えた。

共同親権の導入はドメ

スティックバイオレンス

(DV)などへの懸念から

反対意見が根強い。意

見公募は個人のおよそ3

分の2が反対だった。

法務省の担当者は「今

後の議論次第で要綱案の

記載は変わる可能性がある

」と説明する。同省は民

法改正案を国会に提出す

る時期を示していない。

離婚後も父母が納得して

子育てに関わる制度を設

計できるかが焦点だ。

海外の制度は議論の参

考になる。たとえば養育

費に関して海外には公的

機関が関与する制度が整

う。米国や英国は公的機

関を通じて給与から天引

きをする仕組みだ。オラ

ンダでは離婚前に養育費

を定めることが義務付け

られている。未払い者に

対しては国の徴収機関が

より高い額を回収する。

親権の見直し議論を後

押ししたのはグローバル

化の進展が背景だった。

共同親権を導入する国で

国際結婚して生まれた子

を日本に連れ去る事例が

問題となった。

主要国では共同親権が

一般的だ。米英のほかド

イツ、フランス、韓国な

どが定める。単独親権は

少数派でインド、トルコ

が採用する。日本では2

014年に国境を越えた

子の連れ去りを防ぐハー

グ条約が発効した。単独

親権は同条約違反という

指摘がある。

法務省が示した論点

親権
離婚後の親権者は父母またはその一方
親権の変更
親権者の決定後も裁判所の判断で変更が可能
監護者
監護者の判断がほかの親権者よりも優先
先取特権
優先的に養育費を請求する権利を付与
法定養育費
最低限の経済的支援を請求可能

離婚後の子育てに関する制度

	離婚後の親権	養育費に関する制度	親子面会に関する制度
日本	単独	行政機関による手続き の手続き の相談	裁判所での 案内や自治体 による相談
米国	共同	給与からの 天引きなど	連邦政府が資金 を出し州が 交流の促進
英国	共同	給与からの 天引きなど	公的機関が情報 提供などの支援
フランス	共同	公的機関の 立て替えなど	裁判所が面会を 命じること